

氷見市告示第 4 4 号

市道路線の認定について（新規 2 路線）

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定により市道の路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により公示する。

その関係図面は、氷見市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

氷見市長 菊 地 正 寛



1 認定する路線

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
中谷内川線	氷見市中谷内	氷見市中谷内	
園 2 号支線	氷見市園	氷見市園	

新規

番号

路線名

①

中谷内川線

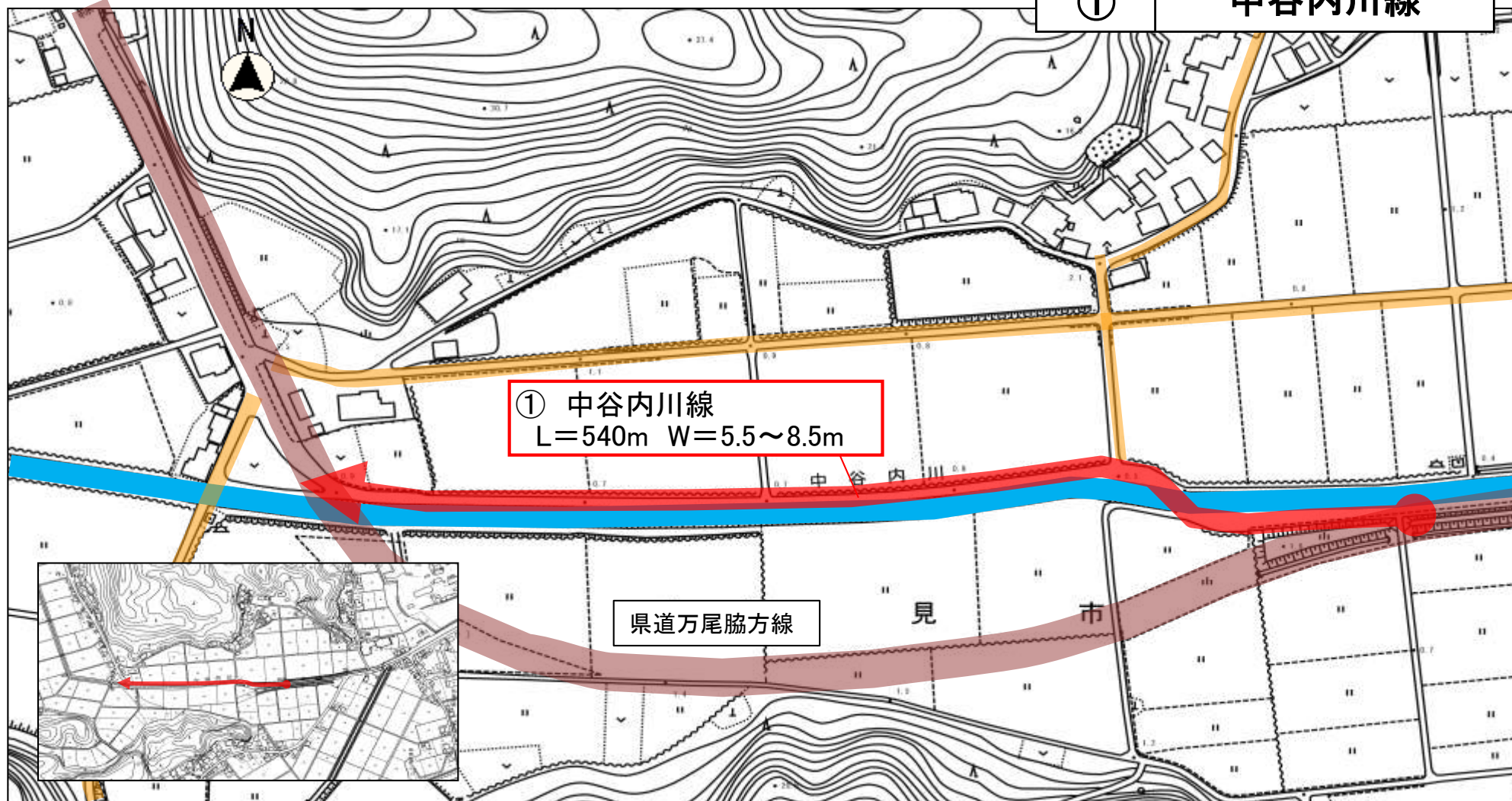
① 中谷内川線
L=540m W=5.5~8.5m

県道万尾脇方線

見

市

中谷内川



新規

番号	路線名
②	園2号支線

